

2026 年 4 月 18 日

令和7年(ネ)第3743号 自由権規約に基づく損害賠償請求控訴事件

一審原告:サファリ・デイマン・ヘイダーほか1名

一審被告:国

東京高等裁判所第12民事部E3係 御中

意見書

大阪大学大学院国際公共政策研究科 准教授

京都大学博士(法学) 高田陽奈子

執筆者は、2023年11月14日に、本件原審に対して意見書「自由権規約の解釈方法について——条約法条約31条および32条上の解釈規則の具体的な適用方法と、自由権規約委員会の一般的意見の法的意義を中心に——」を提出した。本意見書は、原判決と国による控訴理由書および答弁書を踏まえて、原審に提出した意見書を補足するものである。

目次

1. 当該解釈が、「我が国の出入国管理制度と相容れない」ことや、「入管実務に重大な影響を与え、我が国における出入国在留管理制度自体を揺るがす」ことは、条約解釈上の根拠とはならない..... 2
2. 「合理性・必要性・比例性」基準について、自由権規約9条1項に明文の規定がないことは同基準を採用しない理由にはならない..... 4
3. 原判決が、自由権規約9条1項の第3文を考慮して第2文を解釈したことは、条約法条約31条に沿った適切な解釈方法である..... 6
4. 原判決は、「解釈の補足的な手段」を用いる際に、条約法条約32条上が定める利用目的や利用条件を適切に遵守していた..... 7
5. 一般的意見35号は、条約法条約32条上の解釈の補足的な手段にとどまるものではなく、「有権的解釈」として、同条約31条および32条に基づく適切な解釈を反映していると推定される..... 7
6. 国が主張する条約解釈の方法および内容が、すべての条約当事国について適用されることを前提に、その妥当性を判断する必要がある..... 8

1. 当該解釈が、「我が国の出入国管理制度と相容れない」ことや、「入管実務に重大な影響を与え、我が国における出入国在留管理制度自体を揺るがす」ことは、条約解釈上の根拠とはならない

原判決は、自由権規約9条1項が禁じる恣意的拘禁の解釈として、「合理性」、「必要性」、「比例性」の3つの要件（以下、「3要件」とする。）を採用した。国は、このような解釈が誤りであると主張しており、その主要な根拠の1つとして、そのような解釈が「我が国の出入国管理制度と相容れない」ことや、「入管実務に重大な影響を与え、我が国における出入国在留管理制度自体を揺るがす」こと（国の控訴理由書12-13頁、19頁、20頁など）を繰り返し主張している。すなわち、国は、日本の国内法制度との不整合や国内法制度への影響を、条約解釈の根拠として持ち出している。

しかしながら、条約は、国際法上の解釈方法に従って、すべての条約当事国について同内容のものとして解釈されなければならない。一国が、自国の国内法制度との不整合や自国の国内法制度への影響を理由として、独自の条約解釈を主張することはできない。国際法上、ひいては憲法98条

2 項上、条約の解釈について規律している 1969 年の条約法に関するウィーン条約（以下、「条約法条約」とする。）の 31 条および 32 条は¹、条約解釈において、自国の国内法制度を考慮に入れることを許容する規定を置いておらず、むしろ逆に、同条約の 27 条は、「当事国は、条約の不履行を正当化する根拠として自国の国内法を援用することができない」と定めることで、たとえ条約の内容と当該当事国の国内法が整合しない場合があったとしても、それはあくまで「条約の不履行」なのであり、正当化されることはない、という趣旨を明示している。さらに、慣習国際法を反映するものとして一般に認められている、国連国際法委員会による「国際違法行為に対する国家の責任に関する条文」3 条も、「国家の行為が国際的に違法とされるか否かは、国際法によって規律される。このような違法性の認定は、同一の行為が国内法により合法とされることによって影響されない」と規定している²。実質的に考えてみても、条約の各当事国が、「我が国の〇〇制度と相容れない」・「我が国における〇〇制度自体を揺るがす」ことを理由として、それぞれ独自の解釈を採用することを認めてしまえば、条約はただちに無意味化されてしまうのであり、そのような解釈方法を許容できないことは論を俟たないだろう。

そして、重要なことは、国際法制度は、条約と、国にとって重要な国内法制度とが相容れないという事態に対して無関心ではなく、そのような問題への対処法を用意しているのにもかかわらず、日本政府がそれを利用してこなかったということである。

まず、条約への「留保」という制度が用意されている。「留保」とは、国が、多数国間条約の署名・批准等の際に行う声明であり、条約の特定の規定について、その国への適用を排除したり内容を変更したりする効果を持ち（例えば、「〇条の規定は、わが国の△の制度には適用されない」など）、当該条約がそのような留保を禁止しておらず、かつ、当該留保が条約の趣旨および目的と両立していれば、認められる（条約法条約 2 条 1 項 (d)、19 条）。したがって、国家が多数国間条約の当事国となる際に、自国のある国内法制度が、条約に整合的でないおそれがあるものの、自国にとって必要不可欠であり変更できないという場合には、当該条約に「留保」を付すことで対処することができる。実際に、自由権規約についても、多くの国が、留保の制度を活用している。国は、9 条 1 項について、「入管実務に重大な影響を与え、我が国における出入国在留管理制度自体を揺るがす」ことにならないような特定の解釈を採用したかったのであれば、例えば、「自由権規約 9 条 1 項は、我が国における出入国在留管理制度と矛盾しない限りにおいて適用される」のような留保を付しておくべきであった。

さらに、3 要件が自由権規約 9 条 1 項上の基準であることの主要な根拠の 1 つとなっているのが、自由権規約委員会の一般的意見 35 号であるところ、同委員会は、一般的意見 35 号を起草

¹ 厳密に言えば、日本は、日本について条約法条約が効力を生じる前（1981 年）に自由権規約を批准（1979 年）したため、自由権規約の解釈において、条約法条約の規定に直接的に拘束されるものではないが、同条約と同内容の慣習国際法規則に拘束されるということになる（執筆者が原審に提出した意見書 8-9 頁を参照）。本件訴訟において、国も、自由権規約 9 条を条約法条約 31 条および 32 条に従って解釈すべきことについては認めている（国の控訴理由書 20-21 頁）。

² 国連国際法委員会の地位および権威については、執筆者が原審に提出した意見書 9 頁を参照。

するに際して、事前に、草案を公開し、2013年に行われた条約当事国との会合において意見提出を呼びかけるなどして意見を広く募集していた。日本政府は、一般的意見35号の草案の、3要件が示された段落(12段落)以外の段落についてはいくつかの意見を提出していたのであるから、このような意見募集の機会を把握していたことは間違いない。自由権規約委員会における同草案の第2読においては、各当事国等から提出された意見を丁寧に踏まえた検討がなされ、必要に応じて修正もなされた。さらに、一般的意見の採択後も、自由権規約40条5項に基づく意見表明の機会や、国連総会の第三委員会(社会開発や人権問題を扱う委員会)、自由権規約委員会と当事国との会合など、一般的意見の内容について争うことのできる機会も多く存在しており、日本政府は、過去にはそうした機会を利用したこともあるから、それらの存在を承知していなかったはずはない。日本政府は、3要件について、これらの機会を一切利用しなかったが、もし、3要件が採用されるべきでないと考えたのであれば、それら機会において、自国の入管実務や出入国在留管理制度の現実などにも触れながら、3要件を代替する基準について説得的な主張を行うべきであったらう³。

2. 「合理性・必要性・比例性」基準について、自由権規約9条1項に明文の規定がないことは同基準を採用しない理由にはならない

国は、「自由権規約の締約国に対して法的拘束力を有するのは、飽くまでも自由権規約の条文であるところ、…自由権規約9条1項には、恣意的拘禁に当たらないためには3要件を要するとの解釈を導く明文の規定は見当たらない」こと(国の控訴理由書19頁)を理由に、原判決が3要件を自由権規約9条1項上の基準として採用したことは誤りであると主張している。このような国の主張は、条約解釈においては、そのままの文言で条文に記載されていない要件・基準は採用され得ない、との前提に立つものと思われる。

しかし、限定的な場面を対象に数値や割合等を規定する技術的な規定は別として、幅広い場面を対象として一般的な文言で書かれた規定については、それを個別の事例に適用する際に、条約解釈を通じて文言の内容を具体化・詳細化する必要がある。そもそも、解釈を通じた具体化・詳細化の必要性はあらゆる成文法に共通している。最高裁を含む日本の裁判所が、日本の憲法や法律について、「正当な」「合理的な」「公正な」といった一般的な文言を解釈することでより具体的・詳細な基準を導くことはよくあることである⁴、国際司法裁判所も⁵、例えば、1955年の米イラン友

³ 一般的意見35号の起草過程や同文書採択後における意見表明の機会に関する詳細な説明については、執筆者が原審に提出した意見書26-28頁を参照。

⁴ たとえば、会社法785条等の「公正な価格」の解釈について、最三決平23・4・19民集65巻3号1311頁、独占禁止法2条7項4号に基づく旧一般指定8の「正当な理由」の解釈について、最一判昭50・7・10民集29巻6号888頁〔和光堂事件〕、地方自治法242条2項ただし書の「正当な理由」の解釈について、最一判平14・9・12民集56巻7号1481頁を参照。また、憲法29条における「正当な補償」の基準に関する一連の判例を参照。

⁵ 国際司法裁判所の位置づけと権威については、執筆者が原審に提出した意見書の37-38頁を参照。

好、経済関係および領事権に関する条約 4 条 1 項における「不合理な…措置」や、国連海洋法条約 74 条（排他的経済水域の境界確定）および 83 条（大陸棚の境界画定）における「衡平な解決」などの一般的な文言について、解釈を通じて、複数の要素から成る、より詳細な基準を導いてきた⁶。本件において、原審は、「恣意的」の文言を、解釈を通じて具体化・詳細化した結果として、3 要件を導いたのであり、「恣意的」の基準から独立のものとして 3 要件を追加的に課したのではない。したがって、真に考えるべきは、3 要件が、条文中に、そのままの文言で明示されていたかどうかではなく、3 要件が、「恣意的」の文言の解釈として適切であるか否かである。3 要件を導く「明文の規定は見当たらない」から、それら要件を採用すべきでないとの国の主張は、そもそも論点を捉え誤っている。

国は、9 条 1 項における「arbitrary（恣意的）」の用語は、辞書で調べると、「based on random choice or personal whim, rather than any reason or system（理性や制度ではなく、でたらめの選択や個人的な気まぐれに基づくこと）」⁷等と理解されており、当然に 3 要件を内包するものではないと主張するかもしれない。しかし、重要なのは、条約法条約 31 条は、条約の文言を、辞書に記載されている意味や、日常生活で用いられる意味に沿って解釈することを求めているわけではない、ということである。たしかに、31 条は、「用語の通常の意味」を重視しているものの、「文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い」（傍点は執筆者による）（1 項）として用語の通常の意味に限定を設け、それに加えて、「誠実に解釈する」という要素（1 項）や、文脈とともに考慮すべき諸要素（3 項）を規定している。したがって、解釈者は、あくまで、条約の趣旨及び目的、当該文言が置かれた文脈、および 3 項上の諸要素（事後の合意、事後の慣行、国際法の関連規則）に照らして、誠実に解釈した場合に、何が通常の意味として与えられるのか、ということ特定しなければならない⁸。そして、そのような解釈方法の結果として、当該文言が、そのままの文言で条文中に記載されていない要件・基準、あるいは、辞書的な意味や日常的な意味から当然には導かれない基準の形で具体化・詳細化されることは十分にあり得ることである⁹。本件では、31 条上の、条約の趣旨・目的、文脈、誠実な解釈、事後の慣行という要素をす

⁶ Certain Iranian Assets (Islamic Republic of Iran v. United States of America), Judgment, I.C.J. Reports 2023, p. 51, paras. 146-149; Délimitation maritime en mer Noire (Roumanie c. Ukraine), arrêt, C.I.J. Recueil 2009, p. 61, paras. 115-122.

⁷ Oxford Dictionary of English (2nd rev. ed., Oxford University Press, 2005) より。

⁸ 条約法条約 31 条 1 項の正文では、“the ordinary meaning to be given to the terms of the treaty”という表現を用いており、正確に訳すならば「条約の用語に与えられる通常の意味」である。日本政府公定訳（あくまで日本政府による訳であり、国際法上は意味を持たない）による、「用語の通常の意味」という訳だけを見ると、「用語」そのものに「通常の意味」が内在しているかのように誤解しかねないが、それは条約法条約の理解として誤っている。あくまで、「用語」に、「文脈によりかつ[条約]の趣旨及び目的に照らして」、「通常の意味」が「与えられる」のである。

⁹ 原審に提出した意見書 II-C「条約法条約 31 条と同内容の慣習国際法規則が定める解釈方法」で紹介した諸事例も参照。

べて考慮すると、3要件は十分に「恣意的」の用語の通常の意味の範囲内である一方で、国による、9条1項は「法律に定める適正な手続による逮捕又は抑留を禁ずるものではない」（被告準備書面（3）、4頁）という解釈は、自由権規約の趣旨・目的に反し、文脈からみても妥当でなく、誠実な解釈でもないために条約法条約に整合的な解釈とはいえないことは、すでに、原審に提出した意見書において詳細に説明したとおりである¹⁰。

3. 原判決が、自由権規約9条1項の第3文を考慮して第2文を解釈したことは、条約法条約31条に沿った適切な解釈方法である

原判決は、自由権規約9条1項の第2文が「何人も、恣意的に逮捕され又は抑留されない。」と規定し、それとは別に、第3文が「何人も、法律で定める理由及び手続によらない限り、その自由を奪われない。」と規定していることを指摘して、「このような定め方及びその内容からすれば、第2文で禁止される恣意的な拘禁とは、第3文が要請する自由を剥奪する理由及び手続が法定されているか否かに限られない、より広い意味内容を含んでいると解するのが、条約の一般的解釈規則に沿う」と判示した（原判決40-41頁）。国は、原判決のこの部分をとりあげて、「条約法条約31条は『文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従』った解釈を定めており、原判決の解釈はこれに即していない。」と主張する（国の控訴理由書20-21頁）。

しかし、国が引用した通り、条約法条約31条1項は、「文脈により」として条約の文脈、すなわち、条約の他の規定を考慮に入れるべきことを規定しているのであり¹¹、原判決が、自由権規約9条1項の第2文の内容を解釈するために同第3文を考慮に入れたことは、まさに、条約法条約31条1項に即した、国際法上正しい解釈方法であったといえる。

さらに、上記の、国による条約法条約31条1項の引用は、前半部分のみで途切れ、後半部分を省略してしまっている。実際の同項の規定内容は、「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする」（傍点は執筆者による）であって、本論点においては、この「誠実に解釈する」という要素こそが重要である。この要素は、いわゆる有用性原理（実効性原則ということもある）を反映しており、条約の文言が、効果を生み出さないような意味と、効果を生み出すような意味との2通り以上に解釈される場合には、後者の意味をもつものであるとの推定を導く。もしも、9条1項第2文が禁止する恣意的な拘禁について、第3文が定めるものと同内容の基準で判断すると解釈するのであれば、第3文があれば足りることになり、第2文は何らの効果も生み出さないことになってしまうから、「誠実」な解釈の原則からはそのような解釈は採用できない。したがって、原判決による、第2文が禁止する恣意的な拘禁の基準は第3文の基準に限定されないより広い内容を含んでいるという解釈は、「誠実」な解釈の原則に整合的であるといえ、条約法条約31条1項に即した、国際法上適切な解釈である。

¹⁰ 原審に提出した意見書の11-22頁を参照。

¹¹ 「文脈」の定義は、31条2項に規定されており、「条約文」が含まれることが明記されている。詳しくは、原審に提出した意見書の13-14頁を参照。

4. 原判決は、「解釈の補足的な手段」を用いる際に、条約法条約 32 条上が定める利用目的や利用条件を適切に遵守していた

原判決は、3. でみたような、自由権規約 9 条 1 項第 3 文との比較による解釈を示したのちに、自由権規約委員会の一般的意見 35 号および恣意的拘禁作業部会の審議結果 5 号を、「解釈の補足的な手段（条約法条約 32 条）として斟酌すべきもの」と位置付け（42-43 頁）、その結果として、9 条 1 項第 2 文が禁止する「恣意的」な拘禁の判断基準として 3 要件を採用した。このような解釈方法について、国は、「原判決は、一義的に検討すべき条約法条約 31 条が定める文脈や考慮事項を検討しないまま、一般的意見等につき『解釈の補足的な手段（条約法条約 32 条）』として斟酌するとしながら、条約法条約 32 条が念頭に置いかなる場合（要件）に該当するから同条により補足的な手段として斟酌するのかを何ら明らかにできておらず、この点にも照らし、その判断は承服し難い」と批判している（国の控訴理由書 21 頁）。

この批判は妥当ではない。たしかに、条約法条約 32 条は、「前条の規定の適用により得られた意味を確認するため」、または「前条の規定による解釈によっては意味があいまい又は不明確である場合」もしくは「前条の規定による解釈により明らかに常識に反した又は不合理な結果がもたらされる場合」における「意味を決定するため」に、補足的な手段に依拠できるとして、あくまで 31 条上の方法に則った解釈を優先させる形で、補足的な手段の利用目的や、利用条件を指定している。しかし、3. で解説したとおり、原判決は、9 条第 2 文の解釈において、まずは、「文脈」である第 3 文を考慮し、そのうえで、第 2 文に独立の効果を持たせるような、「誠実」な解釈を行ったのであるから、31 条上の方法に則った解釈を行っている。そのうえで、「前条の規定の適用により得られた意味」すなわち「第 2 文で禁止される恣意的拘禁とは、第 3 文が要請する自由を剥奪する理由及び手続が法定されているか否かに限られない、より広い意味内容を含んでいる」という解釈を「確認するため」、そして、そのような解釈では、まだ具体的な基準について「あいまい」「不明確」な点が残るので、そのような「場合における意味を決定するため」に、解釈の補足的な手段として一般的意見等に依拠したのである。したがって、原判決は、条約法条約 32 条の定める利用目的および利用条件を適切に遵守していたといえる。

5. 一般的意見 35 号は、条約法条約 32 条上の解釈の補足的な手段にとどまるものではなく、「有権的解釈」として、同条約 31 条および 32 条に基づく適切な解釈を反映していると推定される

4. でもとりあげたとおり、原判決は、自由権規約委員会の一般的意見 35 号等を、条約法条約 32 条上の解釈の補足的な手段として考慮した。そのこと自体は 4. で示したとおり適切である。しかし、一般的意見 35 号は、解釈の補足的な手段にとどまるものではなく、自由権規約 9 条の解釈における「有権的」な指針である。原判決には、そのような一般的意見 35 号の有権的な性質を適切に認定し考慮しなかったという点において改善点が残る。

以下の内容は、原審に提出した意見書の「III. 自由権規約の解釈における一般的意見の位置づけ」（23-36 頁）で詳説したことの要約であるが、一般的意見 35 号が自由権規約 9 条の解釈における「有権的」な指針であることとは、一般的意見 35 号は、自由権規約 9 条について条約法条

約 31 条および 32 条に基づく適切な解釈を反映していると推定されるため、同規定を解釈する際、条約当事国は、一般的意見 35 号の内容を誠実に考慮しなければならない、もし、それに反する解釈に到達するのであれば、条約法条約 31 条および 32 条上の解釈方法に基づき、相当の理由付けをもって自らの解釈を正当化しなければならない、ということの意味する。このような一般的意見の有権的性質は、第 1 に、自由権規約 28 条 1 項に基づいて自由権規約委員会を設置し、同委員会に対して、40 条 4 項上の一般的意見の作成を含む、同規約の監視を行う権限を与えたという行為、および条約を誠実に遵守する一般国際法上の義務(条約法条約 26 条)の帰結として、自由権規約の当事国が同委員会と協力する義務を負うことに根拠を有する。そして、それは第 2 に、自由権規約の解釈における一貫性、統一性、予見可能性、および事例間の取り扱いの公平性という要請から、制度的アドバンテージや委員の専門性および委員の国籍における多様性、そして一般的意見の作成過程の手続的正統性により、同規約の解釈にもっともふさわしい機関である自由権規約委員会に有権的な解釈権限を与えることが適切であるという理解に基づくものである。実際に、国際司法裁判所は、自由権規約の解釈において自由権規約委員会の一般的意見を考慮してきたが、その際には、まず条約法条約 31 条上の方法で解釈を行った後で、32 条上の補足的な手段として一般的意見を考慮する、ということではなく、むしろ第一義的な参考資料として一般的意見(やその他の自由権規約委員会が公表した文書)を考慮し¹²、それに「重要な重み」を与えてきたのである¹³。

以上より、控訴審では、一般的意見 35 号が(条約法条約 32 条上の解釈の補足的な手段であることに加えて、)自由権規約 9 条の解釈における有権的な指針であることを認定し、そのことを前提とした条約解釈がなされることが、国際法の正しい理解という観点からは、望ましい。ただし、原判決においても、解釈の補足的な手段としてのみではあるが、一般的意見 35 号を適切に考慮して、同文書が提示する 3 要件を採用しているので、一般的意見 35 号を有権的な指針であると位置づけたとしても、解釈の結果に影響を与えることはないように思われる。

6. 国が主張する条約解釈の方法および内容が、すべての条約当事国について適用されることを前提に、その妥当性を判断する必要がある

国際法が法である以上、国際法は、すべての国に対して平等に適用される。したがって、条約解釈の方法は、すべての国について同じでなければならない、また、条約の内容も、すべての当事国につ

¹² See e.g., *Conséquences juridiques de l'édification d'un mur dans le territoire palestinien occupé*, avis consultatif; C. I. J. Recueil 2004, p. 136, para. 136; Ahmadou Sadio Diallo (*République de Guinée c. République démocratique du Congo*), fond, arrêt, C. I. J. Recueil 2010, p. 639, para. 77.

¹³ Ahmadou Sadio Diallo (*République de Guinée c. République démocratique du Congo*), fond, arrêt, C. I. J. Recueil 2010, p. 639, para. 66.

いて同じように解釈されなければならない¹⁴。自由権規約は、175 の当事国を有しており、それら国の中には、日本とは統治体制が異なり、一般的に「独裁国家」あるいは「権威主義国家」といわれるような国家も含まれているところ、自由権規約の解釈方法や解釈によって得られる義務内容は、日本も、日本と統治体制の異なる国も含む、すべての当事国について同じでなければならない。

本件訴訟において、国は、自由権規約 9 条 1 項の解釈方法として、自国国内法制度と整合的になるような解釈をとるべきであると主張し、自由権規約委員会の一般的意見については考慮しなくて良いとし、さらには、条文中にそのままの文言で明示されていない基準は条約上の基準とはなりえないとの立場をとっている。そして、その結果として、9 条 1 項の内容として、「法律に定める適正な手続による逮捕又は抑留を禁ずるものではない」（被告準備書面（3）、4 頁）との解釈を主張している。国が主張する、このような条約解釈方法や 9 条 1 項の内容の妥当性については、それら方法や内容が、日本限り、本件訴訟限りのものではなく、すべての条約当事国について、また、すべての逮捕・抑留について、等しく適用されることを前提に、判断されなければならない。仮定の事例として、通常の取材活動やビジネス活動を行っていただけの日本国民が、自由権規約当事国たる権威主義国家において、スパイ容疑や国家転覆罪等で逮捕され、心身状態の悪化にもかかわらず継続して数年間にわたる未決勾留に服しているという事態が発生したとする。日本政府は、その権威主義国家が、本件において国が主張しているものと同じような条約解釈方法に依拠し、当該逮捕と勾留は反スパイ法や国家安全維持法等に定める適正な手続に則っているから自由権規約 9 条 1 項に違反しないのだと主張してきたら、いったいどうするのだろうか。もしも、そのような主張が受け入れられないのだとすれば、本件訴訟における国の主張も誤っているというほかない¹⁵。

¹⁴ 実際に、条約法条約前文では、「条約が、…国（憲法体制及び社会体制のいかんを問わない。）の間の平和的協力を発展させるための手段として、引き続き重要性を増しつつあることを認め」（傍点は執筆者による）との規定がわざわざ設けられており、条約が統治体制のいかんにかかわらずすべての国に平等に適用されることを強調している。

¹⁵ 日本政府が、このような誤った条約解釈方法を公の場で主張すること（そして、万が一にも、日本の裁判所がそのような解釈方法を採用することがあった場合）の、国際的な外交・裁判の場における日本政府の立場や日本人の保護への悪影響については、執筆者が原審に提出した意見書 41-42 頁を参照。

本意見書の執筆者について：高田 陽奈子(たかた ひなこ)

1. 学歴

2014年3月：京都大学法学部 卒業

2016年3月：京都大学大学院法学研究科法政理論専攻 修士課程 修了

2019年3月：京都大学大学院法学研究科法政理論専攻 博士後期課程 修了（博士(法学)）

2. 職歴

2019年4月-2021年3月：京都大学大学院法学研究科 特定助教

2021年4月-2022年3月：日本学術振興会 特別研究員 PD

2022年4月-：大阪大学大学院国際公共政策研究科 准教授（現在に至る）

3. 専門分野

国際法、国際人権法

4. 主要研究業績

- [著書・査読有] *Pluralising Actors and Norms in Human Rights Treaties: Beyond Monolithic States* (Hart Publishing, 2026).
- [論文・査読有] "National Human Rights Institutions' Role in the Realisation of the European Convention on Human Rights: Towards Continuous and Seamless Engagement in All Phases of Realisation," *International Journal of Human Rights* (forthcoming).
- [論文・査読有] "External Influence on Latin America's 'Peace-Versus-Justice' Dilemma: (How) Do Inter-American Court of Human Rights Anti-Amnesty Law Judgments Affect Peace and National Reconciliation?" *International Journal of Transitional Justice* (forthcoming)(co-authored with Wakako Maekawa).
- [論文・査読有] "Dissecting Stakeholder Participation in UN Human Rights Treaty Body Activities with Normative and Empirical Approaches: A Comparison of NGO and NHRI Participation," *German Law Journal*, Vol. 25 (2) (2024) 237-261.
- [論文・査読有] "Separation of Powers in a Globalized Democratic Society: Theorizing the Human Rights Treaty Organs' Interactions with Various State Organs," *Global Constitutionalism*, Vol. 13 (3) (2024) 458-487.
- [記事・査読有] "Human Rights, Treaty Bodies, General Comments/Recommendations" (2023) in Anne Peters (ed.), *Max Planck Encyclopedias of International Law*(OUP, Online edition) (co-authored with Shotaro Hamamoto).
- [論文・査読有] "How are the Paris Principles on NHRIs Interpreted? Towards a Clear, Transparent, and Consistent Interpretative Framework," *Nordic Journal of Human Rights*, Vol. 40(2) (2022) 285-305.
- [論文・査読有] "Reconstructing the Roles of Human Rights Treaty Organs under the 'Two-Tiered Bounded Deliberative Democracy' Theory," *Human Rights Law Review*, Vol. 22(2) (2022) 1-25.

- [論文・査読有] “NHRIs as Autonomous Human Rights Treaty Actors: Normative Analysis of the Increasing Roles of NHRIs in UN Human Rights Treaties,” *Max Planck Yearbook of United Nations Law*, Vol. 24(1) (2021) 170-200.
- [論文・査読無] 「人権条約における、条約当事国の統治理念・体制の多様性という難題——人権条約機関による『手続的アプローチ』は適切な解決策か」憲法研究 13 巻(2023 年)55-76 頁。
- [論文・査読無] 「人権条約の実現における議会の役割——グローバルな法実践における規範・アクターの 多元化の一例として」法律時報 94 巻(4)(2022 年)58-64 頁。
- [論文・査読有] 「人権条約における個別の国家機関の位置づけ—単一の国際法的実体としての「国家」の解体(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6・完)」法学論叢 188 巻 2 号(2020 年)37-60 頁、188 巻 3 号(2020 年)123-143 頁、189 巻 2 号(2021 年) 53-75 頁; 189 巻 5 号(2021 年)60-86 頁、189 巻 6 号(2021 年)56-81 頁、190 巻 1 号(2021 年)67-90 頁。

※業績等の包括的なリストは、<https://researchmap.jp/hinako.takata> を参照。

以上